



ほら、  
よこはまは  
あったかい

横浜市社会福祉協議会

# 令和4年度 よこはま ふれあい助成金 てびき

<市社協受付分～障害者グループホーム開設準備事業～>

よこはま ふれあい助成金(市社協受付分)は

- Point1 第4期地域福祉保健計画 に沿って
- Point2 新たに取り組む
- Point3 先駆的な事業 を応援します!

助成金申込期間: 令和4年8月15日(月)～9月15日(木)17時必着

※申込書はメールでのご提出をお願いします。申込書の提出前に必ず下記へご連絡ください。

※申込書類の不備があった場合に、再度提出をお願いする場合があります。日にちに余裕を持った申込みをお願いします。

【申込先】 横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター  
電話: 045-201-8620 E-mail: yvc@yokohamashakyo.jp

## よこはま ふれあい助成金＜市社協受付分＞について

平成15年度から始まった「よこはま ふれあい助成金」＜市社協受付分＞。令和4年度は第4期横浜市地域福祉保健計画に基づく、先駆性に富んだ取組みで、令和4年度に開始を予定または拡充する事業と、障害者グループホーム開設準備事業を支援します。

### ～地域福祉保健計画とは～

- 社会福祉法第107条の規定による法定計画（市町村地域福祉計画）です。
- 誰もが身近な地域で安心して健やかに暮らせる地域づくりをめざし、市民、事業者、行政が協働で地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的としています。
- 第3期計画からは、横浜市社会福祉協議会の「横浜市地域福祉活動計画」と一体化し、策定・推進されています。

### 基本理念

**誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう**

- 重点計画1** 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり
- 重点計画2** 身近な地域で支援が届く仕組みづくり
- 重点計画3** 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

### ～先駆的な事業とは～

社会状況の変化やさまざまな生活課題が起きている社会背景のなか、課題を解決につなげるために、横浜市社会福祉協議会の理念である「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」という活動理念のもと、よこはまふれあい助成金において4つの事業を先駆的な事業として位置づけます。

- ①生活困窮世帯支援
- ②若者の引きこもり防止・社会参加支援
- ③高齢者や子育て世帯の社会的孤立防止
- ④障害を理由とする差別解消の推進

その他、既存・類似の活動が少なく、希少価値がある事業も先駆的な事業とします。

## 令和4年度 よこはま ふれあい助成金(市社協受付分) 区分一覧

助成区分	主な対象事業（例示）	助成 年限	申請限度額と 助成件数	
重点計画1 地域福祉保健活動 推進のための基盤 づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活課題を抱え支援を必要とする人※1に直接的な支援をおこなう事業</li> <li>・生活課題を抱え支援を必要とする人に向けて情報を提供・発信する事業</li> </ul>	1年 (※2)	30万円 ×10件	100万円 ×2件
重点計画2 身近な地域で支援が 届く仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性（国籍、年齢、性別、障害など様々な立場や背景）の理解を広げ、同じ地域の住民として受け止められる風土づくりを推進する事業（研修、講座、啓発イベント等）</li> </ul>			
重点計画3 幅広い市民参加の 促進、多様な主体の 連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉保健活動に参加する人材の育成事業（養成講座、スキルアップ講座等）</li> </ul>			
<b>障害者グループホームの開設準備事業</b>  <条件> 令和4年度中に開設準備を行い、 令和5年4月1日までに開所すること		10万円×申請団体数		

その他の助成条件については、本文（P4～）をご覧ください。

※1 生活課題を抱え支援を必要とする人とは、生活困窮、ひきこもり、孤立、虐待、DVなどの課題を抱え、支援を必要とする高齢者、障害児者、子育て世帯、外国籍市民、難病患者などをさします。

※2 同一事業での申請は、事業内容について拡充がある場合にのみ、連続3回まで可能です。それ以降の同一事業での申請はできません。  
 また継続事業で申請をする場合は、申請年度の上半期の執行状況・参加者数等の実績報告を求めます。

# 申込手続きの流れ

受付

横浜市ボランティアセンターにて受付いたします。

※申込書は必要書類を添付の上、メールで送信してください。

※提出前に必ず下記受付時間内にご連絡ください。

【電話番号】 045-201-8620

【E-mail】 yvc@yokohamashakyo.jp

【受付期間】 令和4年8月15日(月)～9月15日(木)

**17時必着**

相談・申請 受付時間

土・日・祝日を除く 月～金曜日 9:00～17:00

※8月29日(月)は休館日のため除きます。

審査

受付期間終了後、書類審査を行います。

決定通知

助成の可否、決定金額について、事務局（横浜市ボランティアセンター）から各申請団体あてに郵送にて通知します。（令和4年11月中）

請求書の返送

通知と同封の「請求書」に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、事務局に提出してください。

助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。

活動実施

助成を受けた活動は予定どおり実施してください。

やむを得ない事情により、内容等に変更が生じる場合は、**必ず事前に事務局まで**ご連絡ください。

活動報告

実施事業終了後1か月以内に、事業完了報告書を提出してください。

# 令和4年度 よこはま ふれあい助成金 横浜市社協区分 解説 (障害者グループホーム開設準備事業助成金区分)

「よこはま ふれあい助成金」は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

## 1. 助成対象団体

- (1) 原則として、横浜市に活動拠点を置き、横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体ならびに特定非営利活動法人(一般・認定・指定含む)もしくは、一般・公益社団法人を対象とする。  
(ただし一般・公益社団法人については作業所・グループホーム等を運営している法人に限る)
- (2) 原則として、横浜市に活動拠点を置き、横浜市の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体ならびに特定非営利活動法人(一般・認定・指定含む)もしくは、一般・公益社団法人を対象とする。(ただし一般・公益社団法人については作業所・グループホーム等を運営している法人に限る)
  - \* 活動拠点とは団体の活動を行うエリアのことを指します
  - \* 単一家族で構成される団体は対象外
  - \* 代表者および連絡担当者は会計責任者と重複しないこと  
(円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため)
  - \* 初めてグループホームを運営する一般・公益社団法人も含まれます

## 2. 助成区分・助成限度額・助成件数・助成年限等

助成区分一覧(P2)のとおりです。\* 予算の状況により、助成限度額に変更が生じる場合があります。

## 3. 助成対象事業

- (1) 複数の横浜市民を対象とする市内で行う事業
- (2) 市域活動事業もしくは複数区を対象としている活動事業。全市や他区への波及効果が期待される場合は区域事業も対象となります。
  - \* 代表者宅、団体事務所が市外であっても、事業の対象地域が横浜市内であれば対象となります。
- (3) 非営利な事業
- (4) 第4期横浜市地域福祉保健計画に基づく、先駆性に富んだ取組みで、令和5年度に開始を予定または拡充する事業
- (5) 障害者グループホームの開設準備事業

### 3-1 助成にあたり、以下の助成制限があります。

- (1) 申込は原則として1団体1事業とします。  
ただし、別事業の場合は市社協区分と区社協区分(継続的奨励助成)での重複助成を可とします。
- (2) 助成区分ごとに P2 のとおり助成条件を設けます。
- (3) 過去に団体自立支援助成(旧:D区分)を受けた事業は、翌年度以降その他の助成区分への申込みができません。

- (4) 安定した団体運営と事業の継続性の観点から、収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の20%を超える自主財源(\*)を確保している必要があります。
- (\*)自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、よこはま ふれあい助成金以外からの財源のことをいいます。
- (5) 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込みができません。
- ・利用対象者、及び活動者が概ね5割以上重複すること
  - ・振込先が同一であること
  - ・同一の区分において、主たる役職者が他団体の役職を担っている場合
- ただし、地区社協や障害団体連絡会等の地域あるいは分野の連合組織等を除きます。
- (6) 必要に応じて、会員名簿や活動実態がわかるもの等の提出を求めることがあります。
- (7) 会費制の団体の場合、利用料について会員と非会員の差が1.5倍を超える場合は申込できません。
- (8) 申請事業の予算について、繰越金が収支予算の収入合計の25%を超えるものは申込できません。
- (9) 送迎活動を行う団体は道路運送法第79条に基づく登録を受けている、または無償でサービスを提供している必要があります。
- (10) サロン事業を行う団体は、開催する場所が占有できる場所でなければなりません。
- (11) 代表者・連絡担当者・会計責任者は必ず団体のメンバーでなければなりません。

### 3-2 助成対象とならない事業 (次の項目にひとつでも該当する場合は対象となりません。)

- (1) 特定の個人のみを対象とした事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義の推進を目的とする事業
- (4) 公的サービス事業(\*)と重複する事業
- 公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象とはなりません。
- (\*)公的サービス事業とは
- ・介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者総合支援法に基づくサービス
  - ・一般行政サービス(自立支援ホームヘルプ事業、介護予防・日常生活支援総合事業、高齢者・障害者食事サービス事業等)
  - ・横浜市からの補助・委託事業(横浜市市民活動推進基金「よこはま夢ファンド」、ヨコハマ市民まち普請事業等)
  - ・横浜市の事業として協定を結んだ事業(元気づくりステーション事業等)
  - ・区づくり推進事業等
  - ・市地域福祉保健計画、区地域福祉保健計画に関連する補助・委託事業 等
- (5) 横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」)からの補助・委託事業(\*)
- (\*) 市社協からの補助・委託事業とは:
- ・各区社会福祉協議会が実施するよこはま ふれあい助成金継続的奨励助成に該当する事業(別事業であれば可)
  - ・在宅障害児者家庭援護事業、障害者福祉団体活動支援事業
  - ・第4期横浜市地域福祉保健計画に関連する補助・委託事業 等
- (6) 市社協 善意銀行配分事業
- (7) 市社協 福祉バスを利用する事業

- (8) 特定の目的のために資金を集める事業(バザー、チャリティーコンサート、募金等)
- (9) 親子サークル・老人クラブ・趣味のサークル等が行う、主に自助を目的とする事業(\*)
  - (\*) 主に自助を目的とする事業とは:当事者のみで行われている団体活動(支援する第三者が主体となっていない事業)のこと
  - (\*) 障害当事者および家族団体は除く

## 4. 対象経費

助成対象経費は「科目の説明」(P8)のとおり。

## 5. 申込み

**【申込期間】 令和4年8月 15 日(月)～9月 15 日(木)17 時必着**

※提出に関しては、事前のご連絡をお願いしております。電話にて横浜市ボランティアセンターにご連絡ください。(8月 29 日(月)は休館日のため除きます)

※申込書受理後、修正をお願いすることがあります。締切直前の申込みですと、修正が間に合わない場合があります。日にちに余裕を持った申込みをお願いします。

**【電話番号】 045-201-8620      【E-mail】 yvc@yokohamashakyo.jp**

- (1) 申込書と添付書類のデータを横浜市ボランティアセンターにメールで送信してください。
  - \*メール送信前に必ずご連絡ください。
  - \*申込書は、横浜市ボランティアセンターウェブサイトよりダウンロードできます。

## 6. 審査・決定

助成可否、助成金額については、書類審査となります。結果については全申込み団体へ文書にて通知します。

## 7. 報告

- (1) 助成を受けた団体は、事業年度終了後、1か月以内に完了報告書をご提出ください。  
ただし、最終締め切りは令和5年4月 28 日(金)です。
- (2) 提出先は横浜市ボランティアセンターあてにお願いいたします。
- (3) 10 万円の助成を受けた団体は、助成金を充てる支出科目をあらかじめ申請し、完了報告の際に助成金を充てた分についての領収書(写)を提出していただきます。領収書は各団体で年度終了後5年間保存していただきますので、大切に保存してください。途中で助成金の用途変更する場合には事務局に事前に相談してください。
- (4) 横浜市社会福祉協議会が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。

## 8. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- (1) 助成条件をはじめ、各要件を充たしていない場合
- (2) 虚偽の申込により助成を受けた場合
- (3) 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- (4) 助成金の使途が交付決定時と大きく異なる場合
- (5) その他、助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合

## 9. 助成財源

本助成金は、下記を財源としています。

- (1) 横浜市社会福祉協議会 基金(よこはま あいあい基金、障害者年記念基金)
- (2) 横浜市社会福祉協議会 善意銀行

## 10. 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会「個人情報公開に関する方針」に基づき、適切にその管理を行います。
- (2) 助成申込に関する内容については、当該事業のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。
- (3) ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、横浜市市民協働条例、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規程にもとづき情報の公開をします。

## 11. その他

横浜市ボランティアセンターから各団体への連絡(助成決定の可否・その他連絡)は、原則として、申込書に記載してある連絡担当者(代表者と同一の場合も含む)へ行います。助成決定以降、連絡担当者等が変更される場合には、必ず横浜市ボランティアセンターまで文書にてご連絡ください。



## 科目の説明

			①よこはま ふれあい助成金	よこはま ふれあい助成金申込額
収入	自主財源(※1)	②	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など
		③	担い手・ボランティアの会費等	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など
		④	他からの助成金・補助金	よこはま ふれあい助成金以外の助成金・補助金
		⑤	その他	上記以外の収入(寄付金・バザー収益金・団体の自己資金など)
		⑧	前年度繰越金	前年度からの繰越金(ただし、収入合計の25%以内) *小数点第1位を切り上げ(前年度繰越金÷収入合計×100)
	その他	⑨前年度積立金	積立金については事業実施にあたって必要不可欠な物などを購入する場合に認める。何のための積立金かを申込書に明記すること。	
支出	助成対象経費(※2)	⑪	活動費	活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費など
		⑫	活動場所の維持費	活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料・活動場所の光熱水費、専有の活動拠点取得に関わる固定資産税
		⑬	物品購入費 (食材費・パーティ等の飲食経費は除く)	活動に必要な物品の購入経費 *ただし、任意団体の場合はその帰属について団体間で申し合わせがされていること、一個人に帰属することがないことを確認すること
		⑭	謝金	講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会などの技術指導料
		⑮	通信運搬費	郵券代、電話代、インターネット利用料など
		⑯	車両経費 (事業に関わる車両に限る)	ガソリン代、車検・整備費、車の借り上げ料、年間を通した事業における自動車税、駐車場借り上げ料、車両購入費(団体所有の車両で専ら当該事業のために使用する車両に限る)
		⑰	保険料	ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など *送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
		⑱	印刷費	会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費
		⑲	コーディネーター人件費	事業に関するコーディネートを行う者の人件費
		⑳	拠点整備と改修費	専有の活動拠点の建築、改修工事費など
外経費	助成対象	㉑	次年度繰越金	次年度繰越金
		㉒	その他	会議費、会議に伴う茶菓代、打ち合わせ経費、会費、積立金、食材費・パーティ等の飲食経費

※1 ②～⑤を自主財源といい、収入合計の20%を超える必要があります。

※2 各助成区分の助成対象経費は⑪～⑳です。

※3 ⑧⑨㉑㉒の科目は障害者グループホーム開設準備事業助成は該当しません。

# 申込みにあたって

～提出する前に、今一度ご確認ください～



- 令和4年度申込書 ※Excel データのまま提出  
障害者グループホームの開設準備事業・・・様式2-2 ～ 2-4
- 申請書の記入について  
申請書を作成される場合、修正液・修正テープ・消せるボールペンは使用しないでください。
- 必要な添付書類
  - 会則・定款・規約
  - 法人の場合  
( 令和4年度事業計画/収支予算書 及び  令和3年度事業報告/決算書)
  - 開設工事に関する資料(計画書、見取り図等の工事の概要が確認できる資料)
  - 団体の活動内容がわかるパンフレット、リーフレット等

※申込時に確定していない書類は確定後すみやかに提出ください。

◆受付期間 : 令和4年8月 15 日(月)～9月 15 日(木) 17 時必着
相談受付時間 土・日・祝日を除く 月～金曜日 9:00～17:00 8月 29 日(月)は休館日のため、除きます。
【電話番号】045-201-8620 【Email】yvc@yokohamashakyo.jp 申込みされる場合は事前にご連絡ください

社福)横浜市社会福祉協議会  
横浜市ボランティアセンター

〒231-8482  
横浜市中区桜木町1-1 健康福祉総合センター8階  
TEL:045-201-8620  
FAX:045-201-1620  
E-mail:yvc@yokohamashakyo.jp  
URL:https://www.yokohamashakyo.jp/yvc/

